

「さいたま市学校災害救済給付金制度」について

さいたま市教育委員会

さいたま市教育委員会には、児童生徒が、万が一、学校で災害（死亡、障害、疾病など）にあった場合に、下の表のとおり見舞金等を支給する独自の救済制度があります。対象者は、さいたま市立の小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小・中学部）に在籍している児童生徒です。

種類		該当者	給付額
学校災害被災者 見舞金	死亡見舞金	児童生徒が学校災害により死亡した場合。	1,000,000 円
	障害見舞金	児童生徒が学校災害により負傷し、治った後に障害が残った場合。	第 1 級 1,800,000 円 ～第 7 級 150,000 円
	歯牙特別見舞金	児童生徒が学校災害により負傷し、1 本以上の歯に歯冠補綴を加えた場合。（注 1）	1 本 30,000 円 2 本 50,000 円
	特別見舞金	上記の他、市教育委員会が必要と認めた場合。	100,000 円の範囲内
学校災害被災者医療費助成金		児童生徒が学校災害により負傷した場合に、療養に要する費用の一部を支給する。（注 2）	健康保険法の療養に要する費用の 10 分の 4 の額
学校災害被災障害者修学助成金		児童生徒が学校災害により負傷し身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳(1 級・2 級)の交付を受けた者が、高等学校等又は大学等に進学した場合に、修学年限支給する。	高等学校等 年額 60,000 円 大学等 年額 120,000 円

（注 1）障害見舞金に該当する場合は除きます。

（注 2）医療費助成の期間は、初診日より継続して治療が 10 年を経過してもなお療養を要する場合に、当該期間の経過後 7 年を限度とします。但し、既に学校災害被災者見舞金の給付を受けた者は申請できません。（初診日より 10 年間は「独立行政法人スポーツ振興センター災害共済給付制度」の対象となります。）

※ 当制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を補完するものとなっております。

※ 審査により、不備返戻や不支給となる場合もございます。